

議第1388号
横浜国際港都建設計画
特別緑地保全地区の変更
野庭・上永谷町特別緑地保全地区

特別緑地保全地区

→都市緑地法に基づき定める地域地区

都市緑地法の目的

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする

【都市緑地法第1条】

特別緑地保全地区

特別緑地保全地区の指定要件 (次のいずれかに該当するものを指定)

都市計画区域内にある

- 1 公害又は災害等の防止等に資する緑地
- 2 伝統的又は文化的意義を有する緑地
- 3 地域住民の健全な生活環境の確保に必要かつ

- イ 風致、景観が優れた緑地
- ロ 動植物の生息地、生育地となる緑地

【都市緑地法第12条】

横浜市
水と緑の基本計画
【平成18年12月策定】
【平成28年6月改訂】
(計画期間：2006－2025年度)

●重点的な取組

横浜みどりアップ計画
【平成30年11月策定】
(計画期間：2019－2023年度)

緑地保全制度による
指定の拡大など、
樹林地の確実な保全
の推進

これまでに指定した特別緑地保全地区

177地区 約531.3 ha (令和5年2月3日現在)

■対象地区の位置図

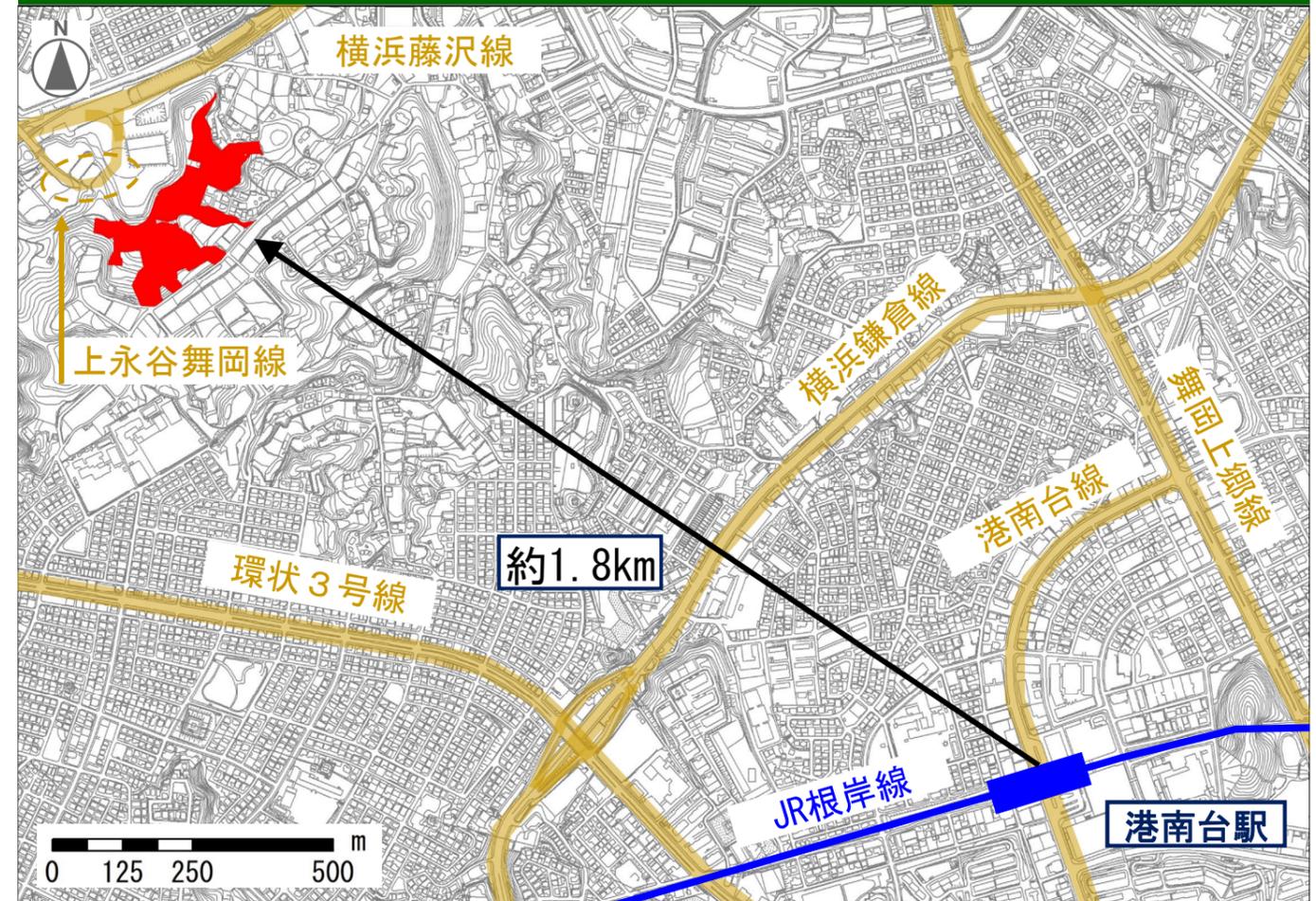
5

青字:変更



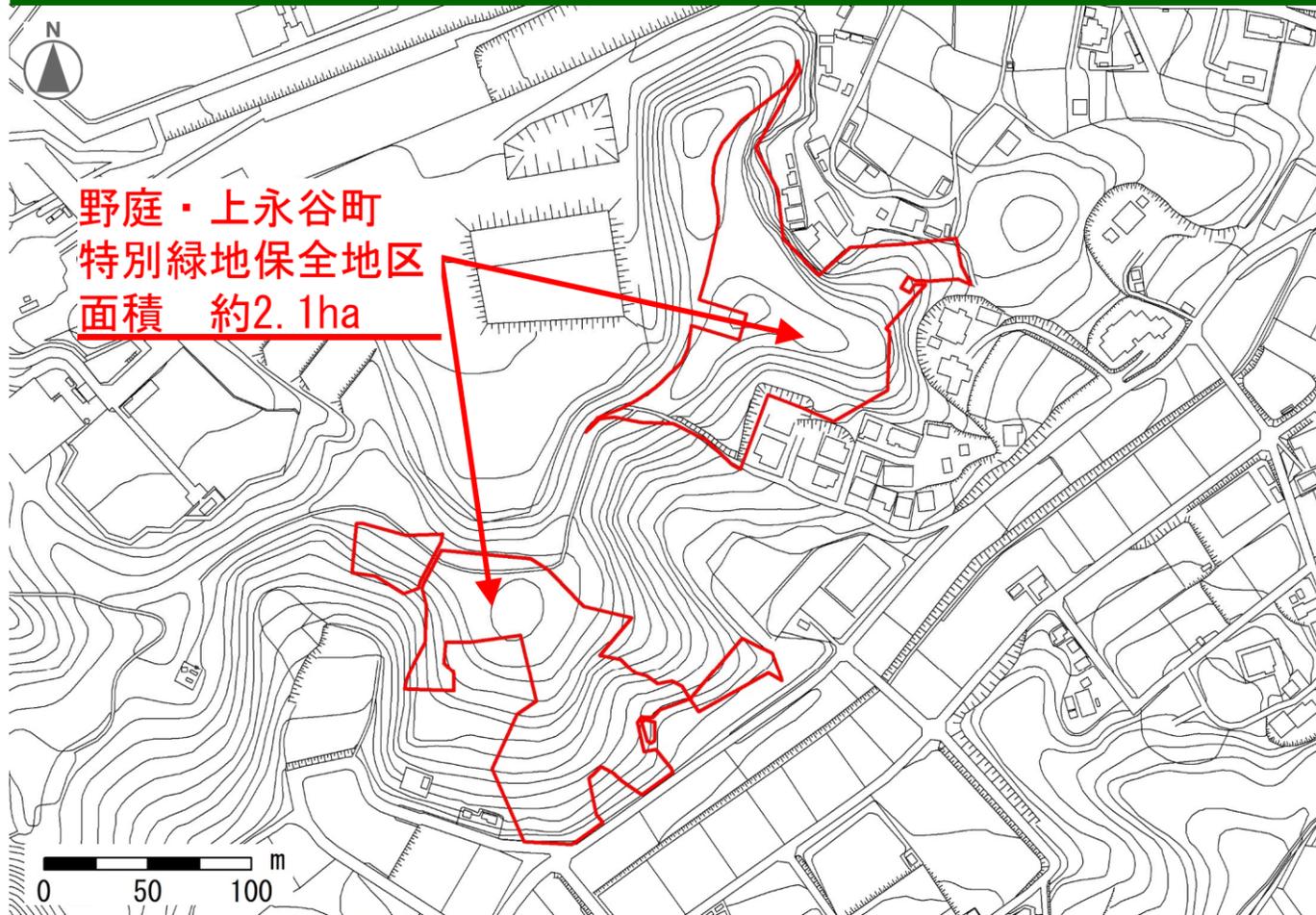
■野庭・上永谷町特別緑地保全地区 位置図

6



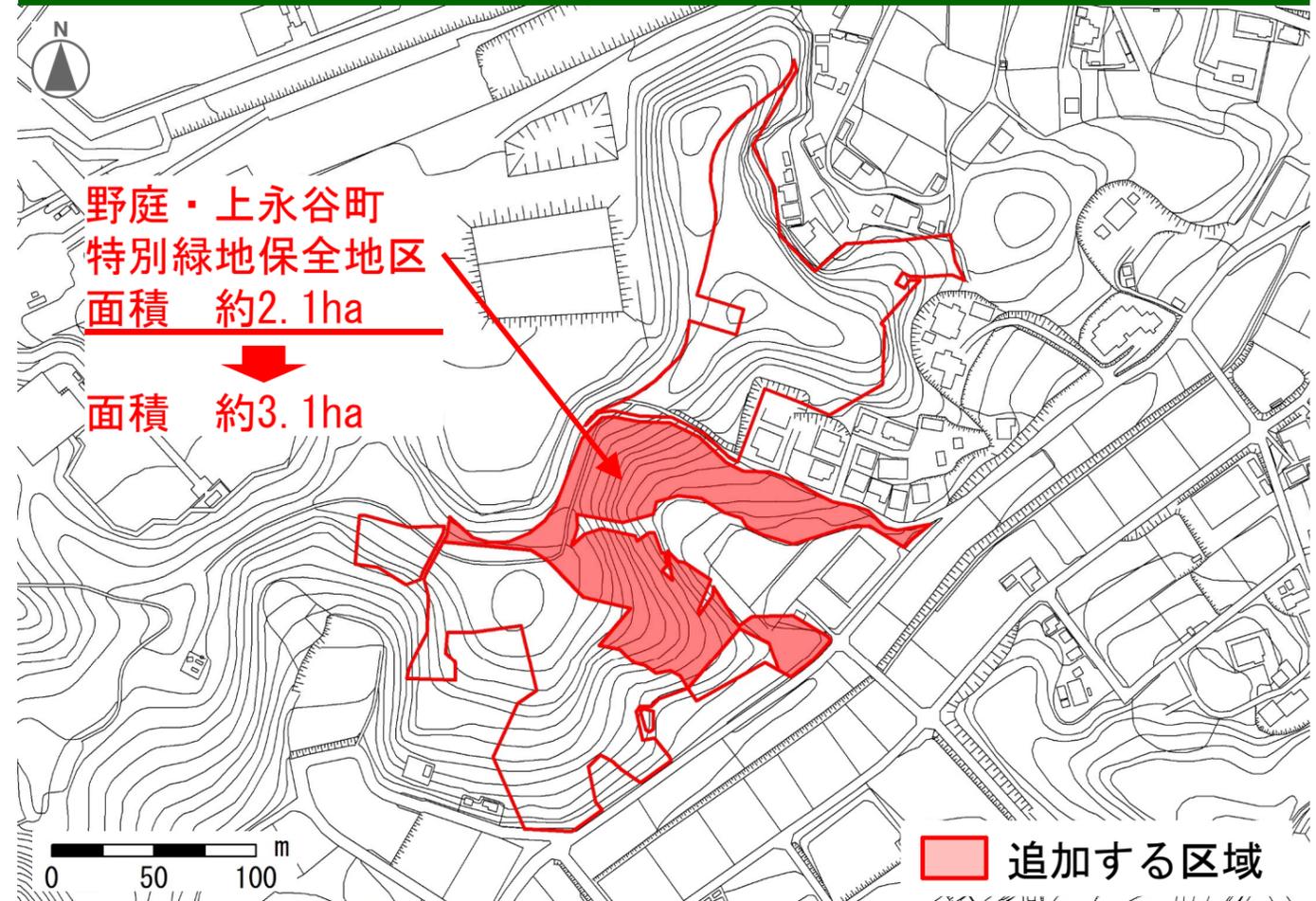
■野庭・上永谷町特別緑地保全地区 区域図 (変更前)

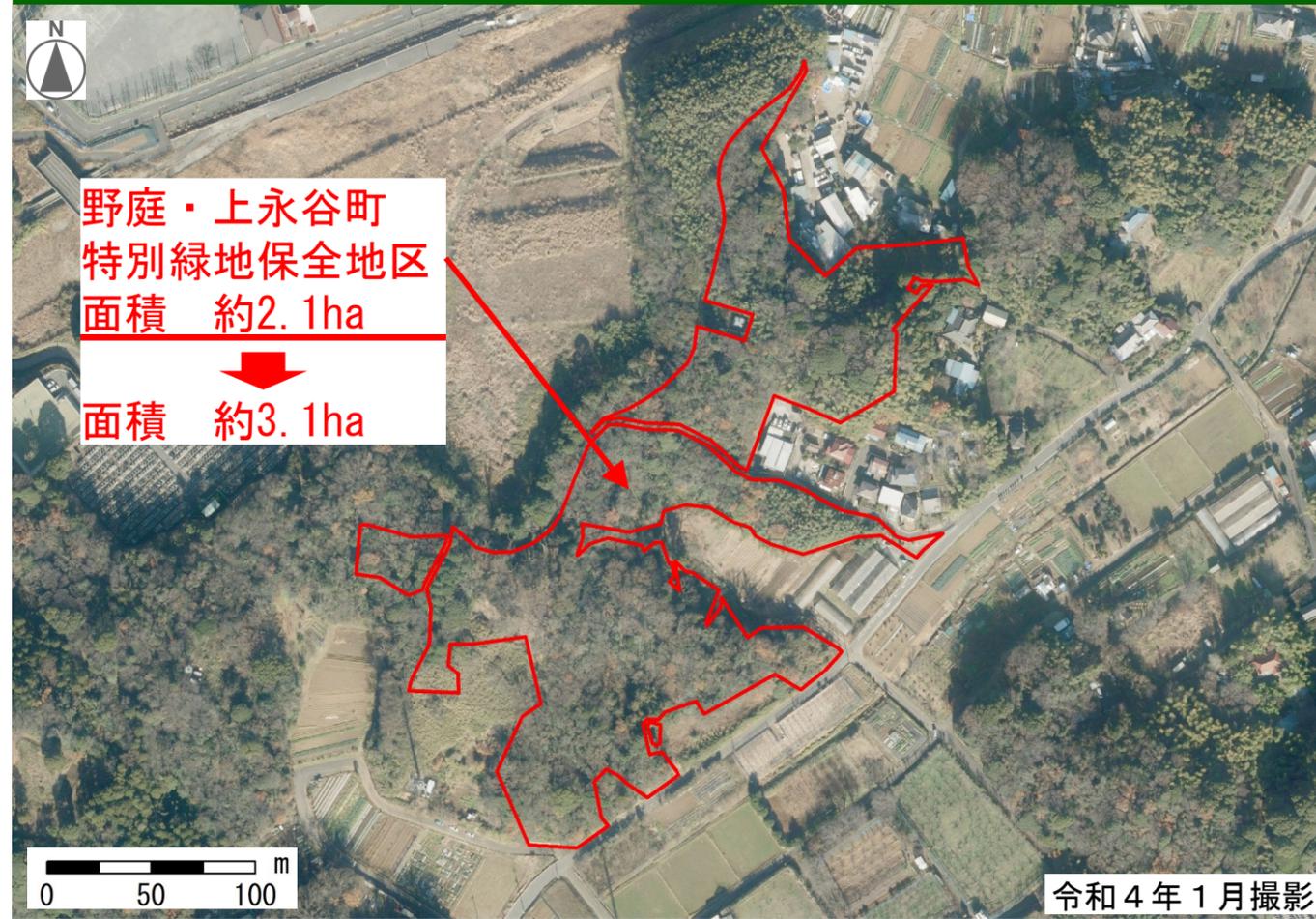
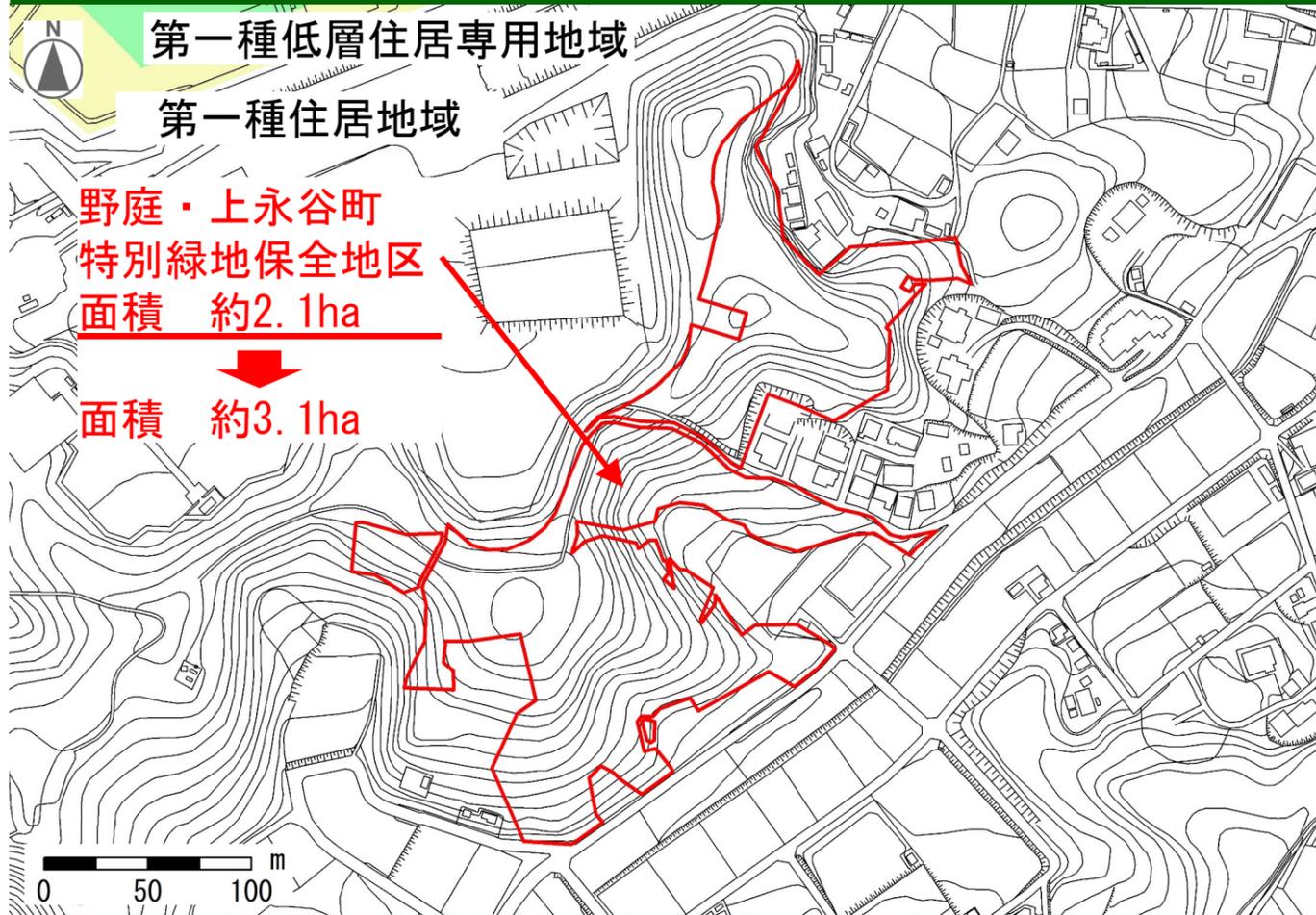
7



■野庭・上永谷町特別緑地保全地区 区域図 (変更後)

8





緑の10大拠点

舞岡・野庭地区

野庭・上永谷町
特別緑地保全地区

特別緑地保全地区や
市民の森などの緑地保全
制度に基づく指定や
公園整備などにより、
緑地を保全・活用する。



都市環境方針図

既存の緑地を土地所有者、
区民と連携して保全するため、
特別緑地保全地区等の緑地保
全制度を活用し、緑地の保全の
取組を進める。

野庭・上永谷町
特別緑地保全地区



○ 地域住民の健全な生活環境の確保に必要
かつ

- イ 風致、景観が優れた緑地
- ロ 動植物の生息地、生育地となる緑地

今回の指定により、

177地区 約532.3ha (約1.0ha増)

【変更】
野庭・上永谷町特別緑地保全地区

縦覧期間	自 令和5 (2023) 年4月5日 至 令和5 (2023) 年4月19日
意見書の提出	なし